

改正

平成30年11月2日教育委員会告示第16号

令和元年12月1日教育委員会告示第13号

令和3年12月27日教育委員会告示第29号

流山市文化・スポーツ等振興奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化・スポーツ等の大会等（以下「各種大会等」という。）に出場又は優秀な成績を収めた市民及び団体に、毎年度予算の範囲内で奨励金を交付し、もって文化・スポーツ等の振興を図ることを目的とする。

(各種大会等)

第2条 各種大会等とは、次の各号のいずれかに該当する大会をいう。

(1) 文化部門にあつては、文部科学省又は文化庁が主催する大会、コンクール及び展覧会

(2) スポーツ部門にあつては、予選会又は推薦の方法により出場権を得て出場できる次に掲げるものをいう。

ア 国際大会

(ア) オリンピック大会

(イ) 世界選手権大会（ジュニア大会含む。）

(ウ) アジア大会

(エ) パラリンピック大会

イ 全国大会

(ア) 文部科学省が主催する選手権大会

(イ) 公益財団法人日本スポーツ協会及び同協会加盟の中央競技団体が主催する選手権大会

(ウ) 公益財団法人障がい者スポーツ協会及び一般社団法人全日本知的障がい者スポーツ協会が主催する大会

(エ) 公益財団法人日本オリンピック委員会及び同委員会正加盟競技団体が主催する大会

(オ) 公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する大会

(3) 前2号に掲げるもののほか、各種大会の予選を経て出場する全国大会その他の大会で、文化・スポーツの振興に必要と流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める大会

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は前条各号の各種大会等（当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までの間に行われたものに限る。）に出場が決定し、又は3位まで入賞した次の各号のいずれかに該当する個人又は団体（アマチュアに限る。）とする。ただし、同年において、同一人が受ける奨励金は、上位大会の1回のみとする。

(1) 個人においては、流山市内に在住、在勤又は市内の学校に在学している場合

(2) 団体においては、流山市を本拠地として活動している場合

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に流山市文化・スポーツ等振興のため奨励する必要があると認める場合は、交付対象者とすることができる。

(奨励金額)

第4条 奨励金額は、別表第1に定めるところによる。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第5条 交付申請は交付対象者である個人又は団体の代表者が、流山市文化・スポーツ等振興奨励金交付申請書（別記様式）に参考資料を添えて、教育委員会に申請するものとする。この場合において、学校教育部門の申請にあつては指導担当課長、社会教育部門の申請のうち、文化部門については生涯学習担当課長、スポーツ部門についてはスポーツ振興担当課長がそれぞれ取りまとめるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、関係機関からの報告その他の情報提供により、交付対象者であることを教育委員会が確認できるときは、申請を省略することができる。

(交付決定)

第6条 前条の申請による奨励金の交付決定の可否は、次条に規定する流山市文化・スポーツ等振興奨励金交付審査会（以下「審査会」という。）における審査を経て、決定する。

2 教育委員会は、前項の規定により奨励金の交付の決定をしたときは、必要に応じて市長に報告するものとする。

(審査会)

第7条 審査会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

2 審査会の長は、教育長の職にある者とする。

3 審査会は、奨励金の交付について審査する。

(審査会の庶務)

第8条 審査会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則 (平成30年11月2日教委告示第16号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和元年12月1日教委告示第13号)

この告示は、令和元年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月27日教委告示第29号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

奨励金基準表

部門	区分	個人、団体の別	出場 (円)	入賞 (円)	
文化	国際大会	個人	10,000円	1位	30,000円
				2位	20,000円
				3位	10,000円
		団体	30,000円	1位	100,000円
				2位	50,000円
				3位	30,000円
全国大会	個人		3位以上	10,000円	
	団体		3位以上	30,000円	
スポーツ	オリンピック大会	個人	30,000円	1位	50,000円
				2位	30,000円
				3位	20,000円
	国際大会	個人	20,000円	1位	30,000円

		団体	30,000円	2位	20,000円				
				3位	10,000円				
				1位	100,000円				
				2位	50,000円				
				3位	30,000円				
	全国大会	個人			3位以上	10,000円			
					団体			3位以上	30,000円

※ 1種目に3名以上で出場するものは団体扱いとする。また、団体のメンバーの中に市内在住者が6名以下の場合には順位に応じて基準額の5分の1以内の額を奨励金として団体の市内在住者に交付する。

※ 各種大会に出場し入賞した場合には出場と入賞の合計額とする。

別表第2（第7条関係）

教育長

教育総務担当部長

学校教育担当部長

生涯学習担当部長

学校教育担当課長

指導担当課長

生涯学習担当課長

スポーツ振興担当課長

別記様式（第5条関係）

別記様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）

流山市教育委員会

申請者

⑩

流山市文化・スポーツ等振興奨励金交付申請書

私（私たち）は、下記により、流山市文化・スポーツ等振興奨励金交付

要綱第3条第1項に該当するため、同要綱第5条の規定により奨励金の交付について申請します。

記

1 大会名（種目）

2 期 日

3 出場者

（1）氏名又は団体名

（2）住 所

（3）連絡先

4 成 績

5 参考資料 別添のとおり